

◇議会の評価◇

【令和4年度（1年間）の活動結果】

「議会活動評価要綱」に基づき、議会活動を主要10項目と具体的な40項目に区分し議員・議会の活動状況の基礎資料と、全国・全道の町村議会の実態や先進的な運営をしている議会などと比較検討し、議会運営委員会（4月28日決定）が評価し、諮問会議で内容を検討して町民に公表するものです。
 昨年と比べ「文書質問」「各団体との懇談会」について一段階引き下げ、「一般質問」「研修等への効率的な取組」について一段階引き上げています。引き続き「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指し、評価結果・諮問会議の意見を参考にしながら新たな課題を設定し、豊かな町づくりを目指して不断的努力を続けてまいります。

【評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取組が必要」

主評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価			R4	過去3年間の評価
		R元	R2	R3	評価	
1. 議会の活性化	①一般質問（人数・項目件数）	○	△	△	○	R4年度の一般質問件数は15人・16項目であり、人数・項目件数ともに昨年度と同数となっている。1定例会平均質問者数3.8人(41.6%)（全国6.2人(52.5%)、全道4.5人(41.3%)、渡島管内4.1人(33.6%)）となっている。より積極的な一般質問への取組が必要である。
	②質疑・意見交換	○	○	○	○	本会議、常任委員会、予算・決算審査特別委員会等での審議を活発に行っている。常任委員会所管事務調査数は31件（総務教育常任委12件、経済福祉常任委19件）となっている。引き続き質疑・意見交換内容を充実する。（平均質疑者・回数：定例3人6.3回、定例外1.0人1.9回、委員会3.6人15.6回）（平均意見交換者・回数：定例0.8人1.0回、定例外0.5人0.9回、委員会3.6人12.6回）
	③討議・討論（本会議）	△	△	△	△	常任委員会所管調査、事前勉強会等の実施により本会議での討議・討論は少ないものとなっているが、引き続き「議員間討議要綱」に基づき、論点・争点を明らかにした討議・討論への取組が必要である。（R3=0件、R4=0件）
	④討議（委員会）	○	○	○	○	各種委員会において質疑・意見交換で出された内容を論点整理した項目に沿って活発な議員間討議を行っている。（R4開催日数：常任委員会=20日、特別委員会=7日）
	⑤議員提案	○	○	○	○	所管事務調査結果を行政側に手交することで議会の考えが政策等に反映されている。一般質問項目、「町民と議員懇談会」意見についても常任委員会で検討したが、所管調査として取組む事案はなかった。
	⑥文書質問	△	△	△	▲	R4年度の実績はなかった。これまでも質問が特定の議員に偏っており、項目数も低下傾向が続いていることから、政策提案等に向けた文書質問への取組が必要である。（R2=実1人、4項目 R3=実1人、2項目 R4=0人）
2. 議会の公開度	①会議の公開	○	○	○	○	本年度は100%公開し、委員会もライブ中継・録画配信を行っている。
	②審議記録の公開	○	○	○	○	ホームページで全て公開している。
	③審議前会議資料の公開	○	○	○	○	基本的に全て公開している。（議場・ホームページ）
	④議会経費の公開	○	○	○	○	決算内容を含め、交際費・政務活動費などの詳細も全て議会だより・HPで公開している。
	⑤視察報告の公開	○	○	○	○	本会議・ホームページで公開している。
	⑥全員協議会の公開	○	○	○	○	ライブ中継・録画配信を行っている。
	⑦会議公開の充実（ライブ中継）	○	○	○	○	適宜、配信機器の更新を実施し、鮮明な映像配信を行っている。町民要望に応え、スマートフォンでの視聴も可能（R元からライブも視聴可能）となっている。全道=85議会（議会中継実施）
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○	○	議論状況や内容をより分かりやすくまとめ、質疑等の掲載も充実させた。H28.6月発行分からは文字サイズを拡大している。全道=単独発行125議会
	②議会ホームページの運用	○	○	○	○	H28年3月より議会ホームページをリニューアルしている。引き続き、迅速な公開に努める。全道HP=131議会
4. 住民参加度	①各種団体との懇談会の開催（常任委員会の活動）	△	△	○	△	R4年度は開催実績なし。テーマと開催方法（住民主催等）を工夫した取組が必要である。〔懇談会：R2=0回、R3=9回、R4=0回〕
	②町民と議員との懇談会の開催（議会報告会）	○	○	○	○	R4も議員を3班に分け町内会単位で実施した。引き続き懇談内容の充実への取組が必要である。前回開催時にコロナ感染症関連で延期となった地区についてもR4.5月に実施した。（R3延期分=4日間・11会場46人、R4=6日間・17会場86人）全道=39議会
	③参画者への対応と参加度	○	△	△	△	参画者にも同様の資料を用意している。討議への参画が課題である。（R3=定例10人、平均2.5人 定例外3人、平均0.8人）（R4=定例15人、平均3.8人 定例外3人、平均0.4人）（全道平均=定例7.4人、定例外1.0人）
	④休日・夜間議会の開催	○	○	○	○	H19から夜間議会（定例）を開催している。（参画者R3=4人、R4=6人）全道=夜間2議会、休日5議会
5. 議会の民主度	①一般質問の改善（一問一答方式、回数・時間制限廃止）	○	○	○	○	一問一答方式を実施している（H12）。質問回数・時間の制限規定を廃止している（H20）。全道=118議会（一問一答方式採用）
	②説明員との対面方式	○	○	○	○	庁舎建設時から実施している（H6）。全道=132議会
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	○	実施済み（H13.9）。質問に関する的確な（漏れや補足答弁を必要としない）通告書、答弁書となるよう改善に努めている。
	④議会における選挙の改善（正副議長選挙での所信表明）	△	△	○	○	正副議長選出の際の所信表明を福島町議会基本条例（H20）で規定している。

主要評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価			R4評価	摘要
		R元	R2	R3		
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持（議員の政治倫理に関する取り組みの経過）	○	○	○	○	議会議員の不当要求行為等を防止する条例を制定（H20）、条例内容を拡充した議会議員政治倫理条例を制定（H30）、町長との適正な緊張関係を維持している。
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○	○	事前協議となるような執行者からの要請による開催はしない。
	③議会権能（けん制・批判・監視等）の適切な遂行	○	○	○	○	定例会毎に議会運営等に係る反省点等を文書にまとめ、行政側に手交し説明している。常任委員会所管事務調査で取りまとめた調査意見（報告書）を行政側に手交し説明、意見交換することで委員会の意向が政策に反映されている。
	④一般質問等答弁事項の追跡調査	○	○	○	○	本会議、予算・決算審査特別委員会での一般質問等に対する町長、副町長、教育長の答弁内容に一定の指定事項を設け、追跡調査を行っている。（追跡調査件数 R2=1件、R3=4件、R4=1件）
7. 議会の専門度	①所管事務調査の充実強化	○	○	○	○	常任委員会の所管事務調査は論点・争点を整理し委員間で討議し意見をまとめている。委員会の意見が政策に反映されるよう、調査意見（報告書）を行政側に手交し説明、意見交換している。〔調査件数 R3=24件、R4=31件〕
	②政策立案・審議能力の向上・強化	○	○	○	○	各常任委員会所管事務調査において、条例の制定・改正、事業計画等の案件について、議会として町民の利益になるような修正意見を提言している。 ・町民プール屋根改修工事 ・学校給食の地元食材活用 ・有害鳥獣残滓減量化施設の整備 ・町内除雪支援体制の整備 ・家庭ごみ減量化対策 等 令和3年度決算に基づき67件（総務教育常任委関連39件、経済福祉常任委関係28件）の事業について行政評価をした。
	③議決権範囲の拡大	○	○	○	○	町の主要計画を議決対象としたことで、各計画が広く認識され内容の充実に繋がっている。継続的に見直しを行っており現在の議決対象計画等は13件となっている。（令和4年度は新たに追加・削除した議決対象計画等はなし。）
8. 事務局の充実度	①議場等の整備充実	○	○	○	○	議場映像設備（R元）、議場等音響設備（H28）の更新を行うなど、設備の適正管理により映像配信等の精度向上が図られている。タブレット端末の導入（R3）により議案等のペーパーレス化も図られている。
	②事務局の充実強化	○	○	○	○	情報公開の迅速化、情報・資料収集の充実、法務能力の向上などに取り組んでいる。職員体制は正職員3人、会計年度任用職員1人で充実している。
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	○	○	○	○	法定となっている、都市計画審議会のみ就任している。
	②適正な議会経費	○	○	○	○	諮問会議の答申を踏まえ、適正な議会活動費の基準となる標準額を決定、平成30年度に見直している。令和4年度からはペーパーレス会議システムに係る費用が追加された。（当初標準額=3,184千円・H30見直し標準額=4,355千円、R4予算5,549千円）
	③議会の自主性強化（条例等制定・改正）	○	○	○	○	「議会基本条例見直し検討による行動計画」に基づき課題に取り組んでいる。平成21年度より年度を会期（期間）とした「通年議会」を実施している。議会基本条例等の検証と実績の反映を期し、平成30年度に全体的にわかりやすく改正、新たに2条例・7要綱を制定（議会参画条例・政治倫理条例等）
	④議会付属機関の設置（議会基本条例諮問会議）	○	○	○	○	議会基本条例諮問会議を設置し毎年度数項目を諮問し、それぞれ答申を受け議会活動に反映している。諮問会議条例の改正（R4.1）；諮問委員数を5名から10名に増員。（産業・文化・スポーツ団体等の推薦、公募）
	⑤系統議長会の体制整備	○	○	○	○	道議長会に対し、町村議会が利用しやすいホームページへの見直しを要望している。（資料提供、道内の町村議会へのリンク等）
	⑥条例の制定・改正	△	△	○	○	・福島町議会個人情報保護条例の制定（3月会議） 議会における個人情報を保護するため議会独自の個人情報保護条例を制定
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み	○	△	△	○	本会議等の事前勉強会を実施し議案等の要点や問題点を確認している。議員研修会の報告をし情報共有を図っている。R4年度は新型コロナウイルスの感染拡大も落ち着きを見せ始めた10月に、経済福祉常任委員会委員を中心に政務活動費を活用して福島県富岡町の有害鳥獣処理施設への視察研修を行った。
	②視察受入れ市町村等	△	△	○	○	R4年度に受け入れた視察の数は5件となっており、うち議会改革等に関係する視察を道内栗山町、愛媛県愛南町、群馬県桐生市から、アワビ陸上養殖事業への視察を道内様似町から、友好町交流事業への視察を長崎県松浦市から受け入れました。（R2=1件、R3=0件、R4=5件）

※「討論」とは、議会の本会議において、採決の前に、議題となっている案件に対し、議員個々が賛成か反対の意思を表明すること。

議会評価に対する^{しもん}諮問会議意見

※諮問会議後に意見を記入する※